

## 高レベル処分法の枠組み

高レベル廃棄物の処分方法を定めているのは二〇〇〇年に成立した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下「高レベル処分法」)です。ガラス固化体を三百m以上の深さの地層に飛散、流出、地下浸透することがないような措置を講じて埋設することが規定されています。

高レベル処分法に基づき処分実施主体・原環機構が認可法人として設立されたほか、資金管理団体として原子力環境整備促進・資金管理センターが指定され、総額約三兆円とされる処分費用の積立が始まっています。処分費用は、原発の発電実績に応じて電力会社が拠出しており、電気料金に上乗せされて私たち消費者が支払わされています。

また、高レベル処分法では、国に基本方針や最終処分計画を定めるよう求めています。基本方針では、経

済産業大臣が最終処分の基本的な方向や調査地区の選定に関する事項等を定めています。最終処分計画では基本方針に即して五年ごとに十年を一期とする具体的な計画を定めるとされ、概要調査等の地区を決めようとする際には、この計画を変更して当該地区の名前を書き込む必要があります。

基本方針や最終処分計画を定めたり変更するときは、原子力委員会、原子力安全委員会の意見をあらかじめ聞いた上で閣議決定する必要があります。

一方、原環機構は実施計画を定める必要があり、この策定や変更には、国の承認が必要です。

